

# 第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線  
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒  地 生 日 電 景 史 自  廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 4 月 23 日

| 項 目        | 特例環境配慮書   | 特例環境配慮書<br>関連頁 |
|------------|---|----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                | P385～P390      |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果 | P391～P394      |
| 環境保全のための措置 |   | P395           |
| 評 価        | (1) 環境影響の程度<br>(2) 環境配慮目標の達成の程度の評価                          | P396           |
| 都民の主な意見    | な し   |                |
| 関係市長等の意見   | な し   |                |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成30年4月10日<br>(2) 担当委員 義江 龍一郎 委員<br>(3) 検討結果 意見なし |                |

# 第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線  
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒  地 生 日 電 景 史 自  廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 4 月 23 日

| 項 目        | 特例環境配慮書  | 特例環境配慮書<br>関連頁 |
|------------|--|----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                   | P397～P404      |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果    | P405～P408      |
| 環境保全のための措置 |  | P409           |
| 評 価        | (1) 環境影響の程度<br>(2) 環境配慮目標の達成の程度の評価                             | P410           |
| 都民の主な意見    | な し  |                |
| 関係市長等の意見   | な し  |                |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成30年 4 月 11 日<br>(2) 担当委員 小林 一哉 委員<br>(3) 検討結果 意見なし |                |

# 第一部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大  騒 日 電 風 景  史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 4 月 23 日

| 項 目        | 環境影響評価書案  | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|---|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                    | P39～P65         |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域 (予測地点)<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果    | P66～P99         |
| 環境保全のための措置 |   | P100            |
| 評 価        |   | P101～P108       |
| 都民の主な意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成30年3月26日<br>(2) 担当委員 森川 多津子 委員<br>(3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり) |                 |

## 都民の主な意見

- 1 当該跨道橋が国道 1 号線を大幅に覆い、跨ぐ為、国道上の南北の通気が遮断され通気性が無くなり、大気が滞留します。

更に当該国道部分には北方向に虎ノ門二丁目交差点及び南方向に虎ノ門三丁目の交差点が 50m 程の狭い間隔で配置されており、信号止めの場合、車の排気ガスが上空に逃げず、跨道橋の下及びその周辺に滞留し、大気汚染が生じる事は明らかです。

これに留まらず、現在東側に計画がされている虎ノ門ヒルズ両脇のビル間の 2 つの跨道橋（区道）及び環状 2 号線を跨ぐ跨道橋（都道）の計 3 つの跨道橋により国道 1 号線へ向かう東西の通気が阻害されます。

これら跨道橋は虎ノ門 2 丁目交差点 100m 四方に近接しており、この狭い空間で通気が十分行われず、大気汚染が増幅、蔓延する事は明らかです。

上述の大気の滞留により、PM2.5、SPM、NO<sub>x</sub> を含む排気ガス、煤煙、スモッグガス、粉塵が跨道橋下、国道周辺に蔓延し、沿道に住む地元住民、町会員に直接的に喘息等大気汚染公害病をもたらす可能性、危険性は多大です。

- 2 東京大学生産技術研究所が実施している高解像度大気汚染モデルによる上記 3 つの跨道橋を入れた当該地区のシミュレーションを業者に実施させ、実際にどのような大気現象が起きるのかを是非検証させて頂き度く、お願い申し上げます。

現在の業者の分析では説得力に欠け、信頼できません。大気汚染という重大な問題ですので、ここはきちんと精査すべきです。

## 関係区長の意見

### 【港区長】

建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

### 【千代田区長】

工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

## 項目：大気汚染

| 意見   | 意見の取扱いについての事務局案       |
|--|-----------------------|
| <p>1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については、環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |
| <p>2 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値を満足するとしているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。</p>       | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

# 第一部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大  騒 日 電 風 景  史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 4 月 23 日

| 項 目        | 環境影響評価書案   | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果             | P175～P183       |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果    | P184～P187       |
| 環境保全のための措置 |  | P188            |
| 評 価        |  | P188            |
| 都民の主な意見    | な し  |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成30年 3 月 28 日<br>(2) 担当委員 小林 一哉 委員<br>(3) 検討結果 意見なし |                 |

関係区長の意見

**【港区長】**

意見なし

**【千代田区長】**

評価書案のとおり対応されたい。

# 第一部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大  騒 日 電 風 景  史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 風環境 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 4 月 23 日

| 項 目        | 環境影響評価書案  | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|---|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                    | P189～P194       |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果           | P195～P215       |
| 環境保全のための措置 |   | P216            |
| 評 価        |   | P216            |
| 都民の主な意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成30年4月10日<br>(2) 担当委員 義江 龍一郎 委員<br>(3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり) |                 |



## 都民の主な意見

### 1 風洞実験：

業者は周辺地区の模型を使用し風洞実験をしておりますが、この模型には上記3つの跨道橋（虎ノ門ヒルズ両脇のビル間の2つの跨道橋（区道）及び環状2号線を跨ぐ跨道橋（都道））が入っておらず、実際の風量、風向等を反映しておりません。この模型が記載されている評価書案の頁もスクリーンに映し出されず、殆どの出席者も何を話しているのか戸惑ってました。業者は単に“問題ありません”との回答のみで納得の行くものではありませんでした。

## 関係区長の意見

### 【港区長】

- 1 風環境の評価については、北の丸のデータも考慮して予測評価を行ってください。
- 2 敷地内や周辺の歩道等を通行する者への安全確保から、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- 3 ビル風軽減策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状（隅切り）、低層部分を設けるなど総合的に検討し、さらに工夫してください。
- 4 防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続きを踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。但し、A-4 街区（公園）に配置する防風植栽については、将来の公園管理者として了承できませんので、事業者が管理できる範囲において別の対策を講じてください。
- 5 工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。

### 【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

## 項目：風環境

| 意見  | 意見の取扱いについての事務局案       |
|---|-----------------------|
| <p>将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めて A-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

## 第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成30年4月23日

(事業名称) 東金町一丁目西地区市街地再開発事業

## 1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P93~96)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

## 【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は複数の工期に分けて段階的に実施する計画であることから、各工期における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点において予測・評価すること。

2 自動車教習所の供用に伴う騒音について、事業計画地周辺には中高層住宅が存在することから、これらの住宅に近接する地点における高さ方向についても、必要に応じて予測・評価すること。

## 2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P97)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財

意見なし

## 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する  
都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

|             |     |
|-------------|-----|
| 都民からの意見書    | 1 件 |
| 周知地域区長からの意見 | 1 件 |
| 合 計         | 2 件 |

2 都民からの意見

(1) 今後、新宿六丁目地区における再開発及び金町駅南口駅前再開発がすすめられ、2021年夏竣工の計画となっている。こうした開発等による影響も加味し、環境影響評価をしていただきたい。

(2) 環境影響評価の項目として「大気汚染」があるが、平成 16 年における「イトーヨーカドー新亀有店ショッピングセンター建築事業」における環境影響評価では、車の交通量は問題なしとされたが、竣工後、車の渋滞が慢性的となっている。今回の開発計画における商業施設等の床面積はそれ以上の広さとなっており、より一層の影響が予想される。

交通量の増加による大気への影響という点では、水戸街道への影響は大きい。ところが、水戸街道沿いの葛飾区新宿の自動車排出ガス測定局が、同敷地にある新宿図書センター等の解体及び日本赤十字産院の建設工事間の 3 年程度は稼働していないと聞く。現状との比較ができるか疑問である。

また水戸街道新宿拡幅工事が、2018 年度から用地買収の済んだ区間から順次すすめていくとのことで、その影響も踏まえた環境影響評価をおこなうべきである。

(3) 「表 8.1.3-3 計画地周辺の駅における乗車人員の推移」において JR 常磐線金町駅について表記されているが、すでに一日の乗降客数が 10 万人を超えたもとで、駅及びホーム等の安全、周辺道路の安全も考慮すべきである。

3 周知地域区長からの意見

【葛飾区長】

1 全般事項

(1) 区では、平成 22 年度に『葛飾区環境基本計画』（第 2 次）を策定し、環境負荷の少ない地域社会をつくるため、区民とともに環境に配慮したまちとくらしづくりを進めているところである。このため、環境影響評価の手続きや事業実施にあたっては、地域住民の意見を十分に尊重するとともに、区及び関係機関と十分協議し、

環境保全対策に万全を期されたい。

- (2) 事業期間が長期にわたるため、周辺住民の生活への影響も考慮し、工事の進捗状況等を適宜、住民、区及び関係機関に十分に説明をする等、理解と協力が得られるよう努められたい。
- (3) 近隣には大規模住宅や大学等があり、計画地付近を通行する方も非常に多いため、安全に十分配慮した対応をされたい。特に、車両出入口の詳細については、交通管理者及び道路管理者等の関係機関との協議を十分に実施されたい。
- (4) 事業計画の具体化により選定した環境影響評価の項目以外について環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、環境影響評価の項目に加えられたい。また、調査等により予測を超えた地域に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、迅速に対応されたい。

## 2 大気汚染

- (1) 工事の施行中における工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響については、工事用車両台数等を詳細に検討したうえで予測・評価を実施されたい。
- (2) 工事の完了後は、計画地近隣を走行する車両が増加することが想定される。これら車両の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響についても、車両台数等の詳細を検討したうえで予測・評価を実施されたい。

## 3 騒音・振動

- (1) 解体工事や建設工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う騒音・振動については特に入念な調査を行い、適切に予測・評価を実施されたい。
- (2) 今後の設備計画が具体化する中で、工事の完了後における施設の供用に伴う騒音、振動及び低周波音等が発生しないかの的確に調査を行い、予測・評価を実施されたい。

## 4 土壌汚染

- (1) 土地利用の履歴等については、法令に基づき適切に調査を実施されたい。
- (2) 土壌汚染の可能性がある場合には、計画地内では地下構造物の建築が予定されていることや地下水への影響を勘案し、入念に詳細調査等を行い、汚染を拡散しないよう十分留意されたい。

## 5 地盤

- (1) 掘削工事及び工事後の建築物の存在により、周辺の建築物等に影響を及ぼさないよう、適切に予測・評価を実施されたい。

## 6 水循環

- (1) 掘削工事及び工事後の地下構造物により、地下水の水位、地下水流況及び地表面流出量に著しい影響を及ぼさないよう、適切に予測・評価を実施されたい。

## 7 日影

- (1) 計画建築物は相当な高さとなることが予定されており、計画地周辺に日影の影響を及ぼすことが考えられるため、調査範囲の設定や現地調査を適切に実施したうえで、予測・評価されたい。

- (2) 現地調査を実施予定の金町駅北口児童遊園、金町どんぐり保育園及び金町ひまわり保育園の3地点については、いずれも多くの子どもが利用する施設であることから、特に利用者の安全に配慮して調査を実施されたい。

## 8 電波障害

- (1) 調査方法や時期、調査範囲や地点等詳細な調査結果を区へ提出されたい。
- (2) 調査等により予測を超えた地域に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、その範囲を区へ報告し、迅速に対応されたい。

## 9 風環境

- (1) 計画建築物は相当な高さとなることが予定されているため、計画地周辺の風環境に及ぼす影響については、調査地域の状況を正確に反映した模型を用いた風洞実験により予測・評価されたい。
- (2) 調査地点については、近隣の歩道等を駅利用者や大学生等多くの方が利用することを踏まえ、適切に設定されたい。

## 10 景観

- (1) 計画建築物については、周辺の景観及び環境と調和した色調、形状等に配慮されたい。
- (2) 「葛飾柴又の文化的景観」については、平成30年2月13日に国の重要文化的景観に選定されたことを踏まえ、特に「葛飾柴又寅さん記念館」からの眺望の変化については、適切に把握し、予測・評価されたい。

## 11 自然との触れ合い活動の場

- (1) 計画地の周辺道路は、貴重な自然環境を有する都立水元公園への散歩コースとなっているなど、自然との触れ合いを求めてやってくる方が利用する道でもある。工事の施行中、これらの方の利用経路に著しい影響を及ぼさないよう、適切に予測・評価を実施されたい。

## 12 廃棄物

- (1) 既存建物の調査において、石綿含有材料の存在が確認された場合は、法令に基づく適切な処分の方法を施工計画に反映し、飛散防止を徹底されたい。

## 13 温室効果ガス

- (1) 区では、現在「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改訂中である。調査や予測・評価を行う際は、改訂後の計画も十分に参照されたい。
- (2) スマート都市実現に向け、技術革新を踏まえた再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用による面的エネルギーの最適化、環境性能の高い住宅の供給、ICTを活用した機器による業務の効率化やサービスの提供、さらには、二酸化炭素の吸収にも寄与する計画地内の緑化の積極的な推進など、あらゆる手法を用いて温室効果ガス排出量の低減に努められたい。

## 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る 環境影響評価調査計画書について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、平成30年2月8日に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業は複数の工期に分けて段階的に実施する計画であることから、各工期における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点において予測・評価すること。
- 2 自動車教習所の供用に伴う騒音について、事業計画地周辺には中高層住宅が存在することから、これらの住宅に近接する地点における高さ方向についても、必要に応じて予測・評価すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日      | 審 議 事 項  |
|-----|------------|--|
| 審議会 | 平成30年2月8日  | ・調査計画書について諮問   |
| 部 会 | 平成30年4月23日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の項目選定及び項目別審議<br/>（大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス）</li> <li>・総括審議</li> </ul> |
| 審議会 | 平成30年4月27日 | ・答申（予定）  |



## 第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成30年4月23日

(事業名称) 東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 5項目 (選定した理由 P83)

騒音・振動、日影、電波障害、景観、廃棄物

## 【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の集合住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 12項目 (選定しなかった理由 P84~86)

大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書  
に対する都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

|             |     |
|-------------|-----|
| 都民からの意見書    | 0 件 |
| 周知地域区長からの意見 | 1 件 |
| 合 計         | 1 件 |

2 周知地域区長からの意見

【板橋区長】

調査計画書に関する意見について、下記の通り回答いたします。なお、調査計画の推進にあたっては、着実な実行と評価の結果に対する誠実な対応を要望いたします。

記

環境影響評価調査計画書に関する意見  
なし

## 「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る 環境影響評価調査計画書について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、平成30年2月21日に「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の集合住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日      | 審 議 事 項  |
|-----|------------|--|
| 審議会 | 平成30年2月21日 | ・調査計画書について諮問   |
| 部 会 | 平成30年4月23日 | ・環境影響評価の項目選定及び項目別審議<br>(騒音・振動、日影、電波障害、景観、<br>廃棄物)<br>・総括審議 |
| 審議会 | 平成30年4月27日 | ・答申(予定)  |